

## 第7回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和7年8月8日(金)9時30分～11時20分  
15時37分～17時40分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、古山監督課長、中塚賃金室長、  
清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議事

(1) 金額審議

(2) その他

5 議事内容

○清水賃金室長補佐 おはようございます。先週木曜日からの連日の審議ありがとうございます。本日もよろしく申し上げます。

それでは、ただ今から第7回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。本日は委員全員の出席をいただいておりますので、本専門部会が有効に成立していることについて報告申し上げます。

本日の専門部会も公開としており、12名の傍聴人の方がお見えになっております。傍聴人の方々は、お手元に配付している遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を佐藤部会長にお願いします。

○佐藤部会長 いよいよ第1回に結審をする予定日と定めた第7回がやってまいりました。

正にラストステージということで、本日も明るく前向きに、鳥取の皆様のためになる金額を決定していきましょう。願わくは全会一致で決めるということで、今年は期待できるのではないかと考えております。

委員の皆さまには、今週は休むことなく毎日出席を賜りまして、感謝しております。毎回丁寧な準備をしていただいている事務局の皆様にもお礼を申し上げたいと思います。また、傍聴されている方にも関心をお寄せいただきましてありがとうございます。

本日は最終日で非常に休会することが多いですし、休会する時間が長くて待つことが多いと思いますが、このように委員が9名おり、労働者側、使用者側、6名いますが、それぞれ思いを持っていますので、労働者側、使用者側の意見をまとめるのに時間がかかりますし、公益も公益で3人全く同じ考えというわけではなく、これをまとめるにも時間がかかりますので容赦いただければと思います。

それでは昨日までですが、労働者側は1,100円の提示、使用者側は1,002円の提示で98円の差があります。これは非常に大きな差だと考えますので、本日も何とかここを折り合いがつけられるように審議をしてみたいと思います。

昨日、金額を決めてきてくださいと話しましたが、金額提示は出来そうでしょうか。  
○西村委員 まず、三者の代表で時間を取っていただいて、本日の最終的な審議の進め方を確認させていただきたいと思います。

○佐藤部会長 分かりました。それでは、いつものように私と西村委員と山下委員との三者で協議をさせていただき、その後、金額提示に行きたいと思います。では、休会します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせしました。再開します。

ただ今の協議の中で、労使双方の委員からもう少しすり合わせの時間が必要という申出がありましたので、この後各側の協議を15分行います。本日は恐らく何回か各側の協議とか、労使、公使、公労とかあると思いますので、時間厳守でお願いします。休会します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開します。先ほど申し上げたとおり、本日は昨日までに提示いただきました労働者側1,100円、そして使用者側1,002円、この差を埋めるために審議を進めていきたいと思います。

では、金額提示を労働者側山下委員からお願いします。

○山下委員 先ほど労働者側で協議をさせていただきまして、昨日提示をさせていただき

ました1,100円について、公益委員からの開きが大きいため歩み寄りを考えていかなければいけないという話を受けまして議論をしていたところです。

今年の状況を踏まえれば、我々としてリビングウェイジに到達したいという思いは一貫して変わりはないですが、審議会として歩み寄りを考えていくというところで、昨日私たちが提供させていただいた資料の事業の支払能力の部分を勘案して1,100円ということで20円歩み寄ったというところがありました。

今回は同じく事業の支払能力のナンバー1「新規学卒者の所定内給与額」の時間給で提示をしていきたいと考えております。したがって、1,087円で金額提示をさせていただきます

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側から新しい金額提示をいただきました。新しい金額は1,087円ということで、昨日の1,100円より13円引き下げていただきました。それでは、使用者側西村委員お願いします。

○西村委員 使用者側においても、何とか歩み寄りをすることができないかということで協議を重ねてまいりました。統計的な情報があるわけではありませんが、一般論として、パート従業員の方などの非正規の社員を多数雇用する会社は、賃金支払能力が弱い会社が多いと認識をしています。

逆に賃金支払能力に余力のある会社は、最低賃金近傍で雇用される従業員の方は少ないと思います。こういった事実を見過ごすことは出来ないと思っています。

労働者側のセーフティーネットということもありますが、県内で必死に経済を支える会社にもセーフティーネットがあるとすれば、最低賃金の上昇は事業の賃金支払能力が弱い会社ほどダメージが大きくなるという現実を十分考慮する必要があります。

そのため、45円アップの1,002円について金額を変えることは難しいということになりました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。使用者側は1,002円維持ということで承りました。現時点での差額は、1,087円と1,002円ということで、縮まったとはいえまだ85円という非常に大きな額です。本日は結審予定日にもかかわらず、審議はやや膠着状態にあると判断しましたので、異例のことではありますが、この後、私がそれぞれ一人ずつ話を聞く機会を設けたいと考えております。

それでは、一人ずつ呼びますので話を聞かせてください。休会にします。

〔部会長・各委員協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせしました。再開します。

今、全委員の方と1対1で話をさせていただきました。その中で、それぞれの委員の方の考えをお聞きして、昨日開催された公益委員会議の状況や、こちらの意向も伝えて、もう少しすり合わせができないかということを探ったところです。

この後、もう一度各側で話をさせていただいた後に最終の金額提示をしていただき、その結果でまた考えていきたいと思いますが、その前にもう一度、西村委員と山下委員と私で5分程度協議をさせていただければと思います。では休会にします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 お待たせしました。それでは、最後の各側の金額協議の時間を10分程度持ちたいと思いますので、休会します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 再開します。では、最終の金額提示を労働者側山下委員からお願いします。

○山下委員 結果から申しますと、最終的に1,087円で変わらずということで労働者側は提示します。寄り添いたいという気持ちも若干ありましたが、現状を踏まえ、物価高騰等もありますし、しっかりと県民の生活を支えるということも含めて1,087円の提示で変わりません。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側西村委員お願いします。

○西村委員 交渉の最終段階ですので熟慮を重ねたところですが、上乘せをするための根拠を我々として持ち合わせていないというところで、最終結果としては1,002円となりました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。労使ともに金額動かずということになりました。

それでは、今後、どうされますか。労使で協議を続けますか。

○西村委員 現状でいいますと、お互いにもう行き詰まり平行線の議論になるのではないかと思いますので、公益側で公益委員見解を取りまとめていただき、それに基づいて次の審議をしたいと思います。

○佐藤部会長 労働者側はいかがですか。

○山下委員 労働者側としましても西村委員の言われるとおりですので、公益委員見解を出してからの審議にさせていただきたいと考えております。

○佐藤部会長 それでは先ほど話をさせていただきましたが、昨日開催した公益委員会議での話に基づいた形で公益委員見解をまとめさせていただきます。

本日、午後にそのための公益委員会議を開催しますので、事務局は準備をお願いします。

○中塚賃金室長 承知しました。

○佐藤部会長 それでは、この第7回については一旦休会をさせていただきます。

公益委員会議は何時開催でよろしいでしょうか。

○中塚賃金室長 では、公益委員会議を本日15時から開催ということで準備を進めてまいります。

○佐藤部会長 最終調整ですので30分ほど時間をいただければ公益委員会議を終了できると思います。委員の皆様には15時30分に再度お集まりいただき、すぐに公益委員見解と、もちろん金額も発表させていただきます。公益委員見解の読み上げ終了後に採決し、全会一致できましたら終了となりますが、ならなかった場合は本審で採決となります。

また、本日、本審委員の方もこれから呼びますので、全会一致で終わったとしても本審で報告はさせていただきたいと考えています。

それでは、一旦第7回の専門部会休会させていただきます。

その他、何か事務局から連絡事項はありますでしょうか。

○中塚賃金室長 事務局から特にありません。

○佐藤部会長 では、15時30分に、またこの会場に参集願います。

それでは、一旦終了させていただきます。ありがとうございました。

〔休会（公益委員会議）〕

○清水賃金室長補佐 お待たせしました。ただ今から第7回鳥取県最低賃金専門部会を再開します。現時点で委員全員出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告申し上げます。

また、傍聴人の方々は、遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を佐藤部会長にお願いします。

○佐藤部会長 それでは、議事を再開します。

午前中から引き続き第7回ということで始めさせていただきます。午前中は労働者側が1,087円、使用者側が1,002円で、これ以上すり合わせも不可能で、隔たりが大きく合意も出来そうにないということで、公益委員に委ねていただいたところです。

それでは、公益委員見解を示させていただきますので、まず、委員に配付をお願いします。

〔公益委員見解を各委員へ配付〕

○佐藤部会長 それでは、これから公益委員見解を示させていただきます。

令和7年度鳥取県最低賃金専門部会公益委員見解

### 第1 公益委員の結論

公益委員見解として、現行最低賃金額957円から73円の引上げを行い、鳥取県最低賃金額を1,030円とすることを提示する。

では、傍聴の方と報道の方にもお配りください。

〔公益委員見解を傍聴人、報道各社へ配付〕

○佐藤部会長 ただ今、「第1 公益委員の結論」として73円の引上げを行い、1,030円とすることを提示する旨、読み上げさせていただきました。

次に「第2 審議の概要」ですが、こちらは中塚賃金室長お願いします。

〔「第2 審議の概要」の読み上げ〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。では続きまして「第3 労働者側委員の主張」は、誤りがあると大変困りますので労働者側山下委員に読み上げお願いします。

〔「第3 労働者側委員の主張」の読み上げ〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。間違いないでしょうか。

○山下委員 はい

○佐藤部会長 では次、「第4 使用者側委員の主張」です。こちら間違いがあつてはいけないので、使用者側西村委員に読み上げをお願いします。

〔「第4 使用者側委員の主張」の読み上げ〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。誤り等はないですか。

○西村委員 間違いありません。

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは次「第5 公益委員の見解」を私から読み上げます。

〔「第5 公益委員の見解」の読み上げ〕

○佐藤部会長 それでは、この後採決に移りたいと考えておりますが、恐らく各側で意見をまとめる時間が欲しいと思いますので、各側の協議の時間を取りたいと思います。先ほど確認したところ、10分程度必要ということですので、10分間休会します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 再開します。先ほど、公益委員見解として現行の最低賃金額957円から73円引上げを行い、鳥取県最低賃金額を1,030円とする旨を公益委員見解として提

示させていただきました。それに対する労働者側、使用者側双方の受け止め方についてお聞きをしたいと思いますので、意見をよろしくお願いします。

では、使用者側西村委員をお願いします。

○西村委員 簡単に使用者側から申し上げます。使用者側としては、当初より根拠に基づく主張を重ねてまいりましたし、主張を続けているところですが、結果として我々の主張が受け入れられなかったことは率直に残念と言わざるを得ません。

ただ、公益委員の皆様には、労使の歩み寄りが難しい状況で双方の主張を尊重していただきながら、丁寧に対応いただいたことについては敬意を示したいと思います。

最終的な判断の結果は、採決の中で意思表示をしたいと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、労働者側山下委員をお願いします。

○山下委員 まず労使双方の金額提示の隔たりが大きかったことに対しまして、公益委員の方々は大変苦勞されたということで敬意を表しますとともに、感謝を申し上げたいと思います。

公益委員見解は、我々、労働者側が主張していたリビングウェイジには程遠い見解になりましたが、目安額に対してはプラス9円になっているということについて、我々の目指すべきリビングウェイジに、目安よりも9円近づけたということ、加えて、地域間格差是正というところに対しても大変重要な金額になっていると考えております。

少しでも我々が目指す水準に近づいたということで1,030円は我々の目指すところよりも金額は少なかったですが、当初からこの専門部会の中で全会一致を目指していたことは我々も同じ思いでしたし、そういう面では一定の理解をしているところです。

我々としては公益委員見解で示されたプラス73円を支持させていただこうと思っております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、この後採決をさせていただき賛成が多かった場合は、この公益委員見解を基に専門部会としての意見をまとめさせていくということによろしいですか。

(異議なし)

それでは、この後採決に移ります。事務局は採決について説明をお願いします。

○中塚賃金室長 議決は最低賃金審議会令第6条第6項により、部会長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところとされています。本日の専門部会では部会長を除く委員は8名ですので、5名以上の可否で過半数となり、可否同数

となった場合は部会長に決させていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、採決は挙手で行います。賛成、反対のいずれか一方に挙手をしていただきたいと思います。

先ほど公益委員見解として示しました、現行の最低賃金額 957 円から 73 円引上げを行い、鳥取県最低賃金額 1,030 円とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。

8 名全員手を挙げていただいたということで、非常に喜ばしいことに数年ぶりに全会一致を達成したということになり感謝申し上げます。ありがとうございます。

全会一致で賛成していただいたので本審での採決は無く、公益委員見解を基に専門部会報告を作成し、本審に報告したいと思います。

では、再度確認をさせていただきます。本年度の最低賃金審議会は時間額 1,030 円、引上げ額 73 円、効力発生日は令和 7 年 10 月 4 日です。生活保護との乖離の解消に関する文言については例年に倣った形にしたいと思います。

その他、意見等がありますでしょうか。では、西村委員お願いします。

○西村委員 ただ今、使用者側としての見解を挙手という形でさせていただいたところですが、最後に 2 点申し上げたいことがあります。

1 点目ですが、公益委員見解に反対する選択肢もある中で最終的に賛成をするということについては、我々の当初の主張からすると非常に苦渋の判断であったということです。

我々は使用者の代表としてこの場に出席している以上、少しでも低い金額で決着できるようにということで重ねて折衝を続けてきたわけですが、先ほど山下委員からも発言がありましたが、鳥取県からのメッセージということで、全会一致を目指すということについては、この審議を開始するときの公労使共通の認識であったと理解しており、最終的にはこの共通認識の基にたどり着いた結果だと考えております。

もう 1 点ですが、公益委員見解の中にも書かれており重ねて恐縮ですが、目安額を審議する中央最低賃金審議会では労使ともに目安額に不満のあることを表明しています。さらに、中央最低賃金審議会では使用者側は、地方での審議における留意事項として 2 点を明記しておりまして、1 点目は最低賃金が隣接する都道府県との金額競争になってはならないということ、2 点目は全国最下位の回避を優先すること、この 2 点は留意しないといけな、つまり、それらが優先されてはならないということです。これらはいずれも本来の法

の趣旨を逸脱した視点であって、鳥取県の審議の中でも特に、この2点には留意して対応してきたと思っております。

ただ一方で、判断材料ではないとしても、いわゆる心理的な圧力はどこかであるものだとも感じております。このような状況の中で鳥取県の審議会は、目安額が提示される前の段階で労使ともに根拠に基づく具体的な議論を重ねてまいりました。当県は本日結審の見込みですが、Cランクの中ではタイミング的には早いほうの結審ということになるかと思っております。この結審が遅くなればなるほど、先ほどのいわゆる心理的な圧力は高まる方向に振れるのだらうなと思っております。審議への影響も懸念されるということを経験すると、影響を最小化するという意味でも今回このように審議が進められていたということは非常に評価できる対応であったと思っております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。他に意見ありますでしょうか。

(なし)

それでは、事務局に報告書(案)を示していただきたいと思っております。

○清水賃金室長補佐 では報告書(案)をつくりますので、時間を15分ほどいただきたいと思っております。

○佐藤部会長 分かりました。では、15分休会にします。

〔休 会〕

○佐藤部会長 再開します。それでは、既に手元に配付してあります報告書(案)について事務局で読み上げをしていただき、確認したいと思っております。

〔報告書(案)の読み上げ〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今読み上げられました報告書(案)の内容を専門部会報告として本審議会に報告させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、このまま伝えていただくということで、報告書(案)から(案)を消したものを報告書として本審に報告させていただきます。

委員の皆様のおかげをもちまして、鳥取県最低賃金の改正については、当専門部会で5年ぶりに全会一致で結審することができました。お礼を申し上げます。

鳥取県最低賃金の審議について専門部会が全会一致となり、最低賃金審議会令の第6条第5項が適用されますと、専門部会をもって審議会でも決議されたものとみなされ労働局

長宛てに答申ができる、つまり、本審で採決をしなくていいということは7月14日に開催しました第550回の本審で承認をいただいたところです。

したがって、本専門部会で答申を行いたいと思います。答申を作成するに当たり、ここ数年、答申文に附帯事項を付記しています。専門部会報告にも附帯事項が記載されていますので、同様の項目を記載したいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

それでは、答申文を事務局で作成していただくのに10分程度時間を必要としますので、休会とします。

〔休 会〕

○佐藤部会長 では再開します。事務局から答申文の読み上げをお願いします。

〔答申文の読み上げ〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、答申文を御覧いただいて特に異議がないようであれば、鳥取地方最低賃金審議会会長名で行う労働局長宛ての答申文を私から高橋部長へ交付させていただきますが、いかがでしょうか。

○河村委員 1点良いですか。

○佐藤部会長 河村委員をお願いします。

○河村委員 審議会からの労働局長に対しての答申ということですから、専門部会の委員でしかない私が発言するのมどうかとは思いますが、1点だけ付け加えていただきたい内容があります。ただ、文章に付け加える必要はありません。

昨年もその前も、こういった形で中央最低賃金審議会及び厚生労働省本省、あるいは政府に要望を出させていただいておりますが、一度もその回答をいただいております。今回については、異議審がある8月末までにとすることは厳しいと思っておりますし、9月中旬の特定最低賃金の審議までも厳しいと思っておりますので、年度末の3月の審議会が始まるまでに文書で何かしらの回答を求めます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。事務局から本省に伝えていただくということで、よろしくをお願いします。では、答申文を高橋部長に交付させていただきます。

〔部会長から労働基準部長に答申文手交〕

○高橋労働基準部長 ただ今、佐藤部会長から鳥取労働局長に代わりまして私が答申をいただきました。委員の皆様方におかれましては、先週の木曜日から土日を除く連日7回の専門部会を開催していただき、本当に丁寧に議論をしていただきました。

いただきました本答申は全会一致での答申で、その内容も鳥取県内で初めて1,000円を上回る1,030円となりました。また、その引上げ幅も昨年を上回る引上げ幅となったところです。今回の答申につきましては、私は全会一致での答申というところに委員の皆様方の思いが込められていると感じております。皆様のこの思いが県民並びに県内の事業者の方々に届くことを切に願っております。

また、本答申を受けまして私ども労働局としましては、効力発効に向けた手続を進めますとともに、委員の皆様方の思いをしっかりと受け止めまして、この決定していただいた最低賃金が、県内の賃金の低廉な労働者の方々のセーフティーネットとしてしっかり機能するための周知、広報、それから履行確保にしっかりと取り組んでまいります。

また、この最低賃金の引上げに伴いまして、県内の一部の事業者の方々には労務費の負担増が生じてまいります。国及び行政機関で持っております支援策が、県内で支援を必要とする事業者の方々にしっかりと届くように、関係機関とも連携して取り組んでまいります。

また、今回、この答申に付記されております附帯事項につきましても、先ほど河村委員から発言をいただきました。こちらの意見につきましては上部機関でございます厚生労働省本省にもしっかりと伝えさせていただき、河村委員の要望にも応えていけるように取り組んでまいりたいと思います。

最後になりますが、全会一致での答申をいただき誠にありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございました。議事の1番目、鳥取県最低賃金の改正決定については全会一致ということで結審することができました。

それでは、議事の2番目、その他、事務局からお願いします。

○中塚賃金室長 それでは、本日答申をいただきましたので、本日から8月25日まで異議申立てのための公示を行います。その結果、異議の申出がございますと、8月26日の午前9時30分から、この会場で第553回となります異議審を開催し、異議申出について諮問し、審議をお願いすることとなります。

また、この金額で予定どおりに行きますと、先ほど報告書や答申文の中で法定どおりという発効日を伝えられましたが、最短で10月4日が発効予定日となります。

これも事務連絡になりますが、この後、第552回本審を開催しまして、答申が行われた状況について報告する予定です。本審につきましては、準備のため15分ほどいただきまして、18時目途に開催しますので、本審へ出られる委員の方については、遅くなり

ましたが、また18時ぐらいにお集まりいただければと思います。

○佐藤部会長 それでは、これにて専門部会を閉会します。毎日熱い審議をしていただきまして、どうもありがとうございました。結果として全会一致をいただきました。本当に感謝します。どうもありがとうございました。